

【資料 4】

50戸連たん区域指定（西長野・長ノ原地区）について

まち第68号の2
令和7年5月19日

基山町長 様

佐賀県県土整備部長

佐賀県都市計画法施行条例に基づく区域指定について（通知）

このことについて、佐賀県都市計画法施行条例（平成15年佐賀県条例第25号）第5条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり区域を指定したので通知します。

また、同条例第5条第3項において準用する同条例第3条第3項の規定により、別添のとおり令和7年5月20日に告示されますので、図面及び関係書類を縦覧に供していただくようお願いします。

記

- 1 指定した土地の区域の名称
基山町長ノ原地区
基山町西長野地区
- 2 指定した土地の区域
基山町大字長野字長ノ原の一部
基山町大字長野字西長野の一部

担当：まちづくり課
開発担当：馬場
0952-25-7158

佐賀県告示第 103 号

佐賀県都市計画法施行条例（平成 15 年佐賀県条例第 25 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、同号に掲げる基準に適合する土地の区域を次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定した土地の名称

基山町西長野地区

2 指定した土地の区域

基山町大字長野字西長野の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土整備部まちづくり課及び東部土木事務所管理課並びに基山町定住促進課に備え置いて縦覧に供する。）

佐賀県告示第 102 号

佐賀県都市計画法施行条例（平成 15 年佐賀県条例第 25 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、同号に掲げる基準に適合する土地の区域を次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定した土地の名称

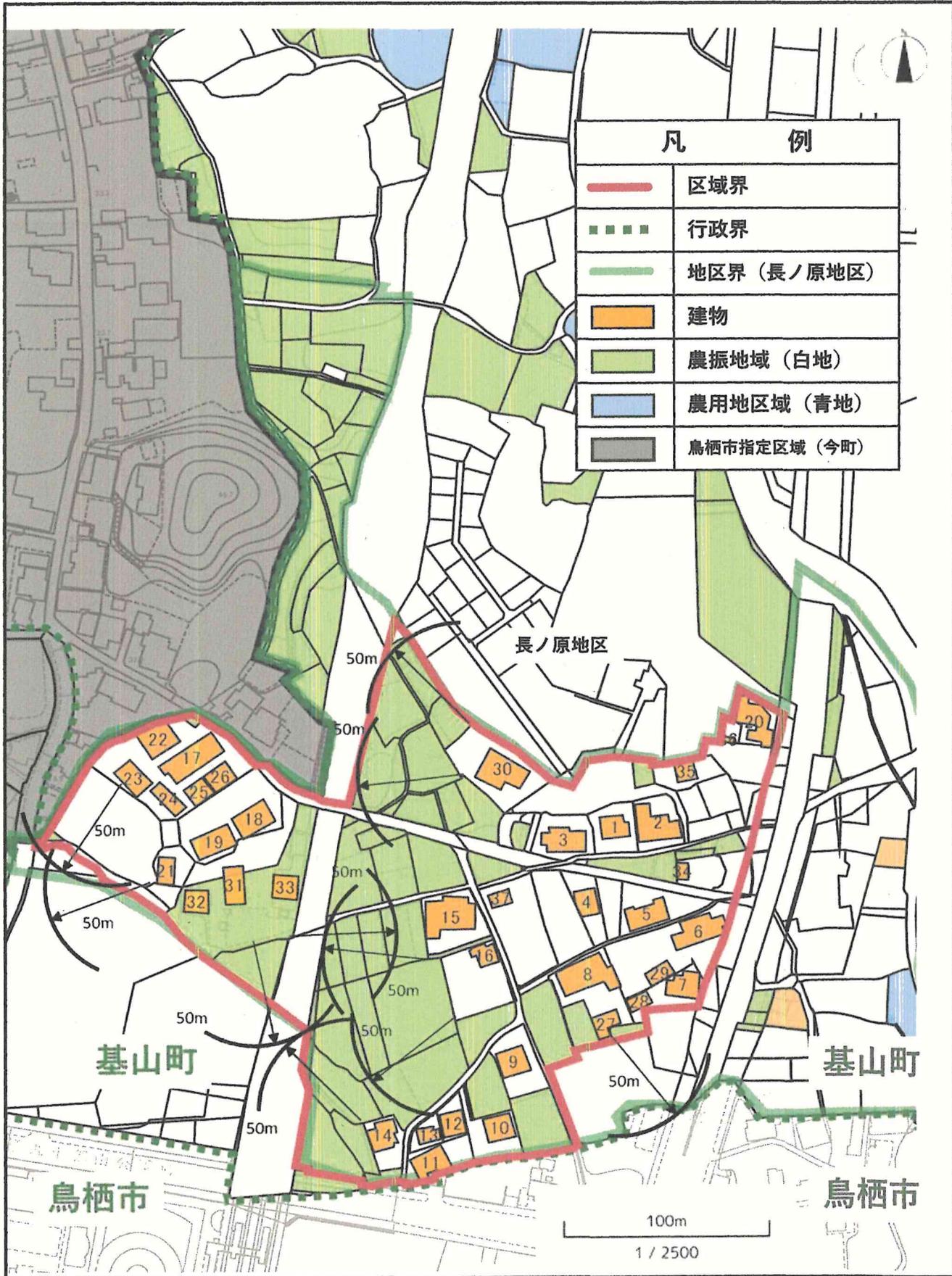
基山町長ノ原地区

2 指定した土地の区域

基山町大字長野字長ノ原の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土整備部まちづくり課及び東部土木事務所管理課並びに基山町定住促進課に備え置いて縦覧に供する。）

50戸連たん制度の区域図（長ノ原地区）



50戸連たん制度について

50戸連たん制度とは・・・

市街化調整区域内であっても、

市街化調整区域とは

※ 市街化調整区域内は、市街化を抑制すべき区域
市街化調整区域では、自由に開発（建築）ができない。

指定の条件

50戸連たん制度により指定された区域内（別紙参照）であれば、

※ 指定される区域内に概ね50以上の建築物が連たんしている。
指定される区域内は、人口減少、かつ少子高齢化の進行が認められる。
指定される区域内において、地域住民の合意が得られている。

一定の建築用途に限り開発（建築）行為が認められる。

※ 一定の建築用途とは、戸建専用住宅で、建築物の最高の高さ10mの規制

一定の用途とは

自由に開発（建築）ができない市街化調整区域内であっても、
50戸連たん制度の必要条件を満たす区域について県に申出をし、
県の告示が行われると、戸建て住宅等を建てられるようになる。

※ 開発許可申請及び建築確認申請は別途必要。

期待されるメリット

- ・指定区域内において、戸建住宅等の建築・開発が可能になる。
- ・土地活用の利便性が向上し、不動産取引の活性化が見込まれる。

【問い合わせ先】

基山町役場 定住促進課 都市計画係
電話：0942-92-7920